

石川県文化財保存活用大綱について

大綱策定にあたっての背景・目的

○背景

(文化財保護法改正 H31.4.1 施行)

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。



都道府県は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できる。



市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。

○策定の目的

本県の文化財の保存と活用のバランスを考慮しながら、その基本的な方向性を示し、県や市町など、地域全体で連携・協力しながら取り組む共通の基盤とするもの

全 体 構 成（国の指針に基づいたもの）

はじめに

- 1 大綱策定の背景と目的
- 2 大綱の位置付け

第3章 市町への支援の方針

- 1 保存・活用に関する支援
- 2 文化財保存活用地域計画作成に関する支援

第1章 文化財の保存・活用に関する基本の方針

- 1 石川県の概要
- 2 石川県の文化財等の現状
- 3 文化財の保存・活用の課題
- 4 文化財の保存・活用の方針

第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

- 1 文化財の調査・指定の取り組み
- 2 文化財の適切な保存のための取り組み
- 3 文化財の活用の取り組み
- 4 文化財保存のための人材の育成

第4章 防災・災害発生時の対応

- 1 災害予防対策
- 2 災害発生時の対応

第5章 文化財の保存・活用の推進体制

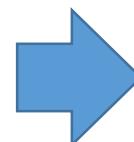
- 1 文化財保護審議会
- 2 県の文化財担当部局
- 3 文化財保護指導員
- 4 市町の文化財保護担当部局
- 5 関係機関との連携

大綱の位置づけ

- ・文化財保護法第183条の2に基づき、本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、今後の取り組みに対する基本的な方針として定めることができる。
- ・なお、本県の文化財に関する施策の基本となる事項を定めた「石川県文化振興条例」、「いしかわ文化振興基本方針」を基とし、「石川県長期構想」、「第2期いしかわ創生総合戦略」等との整合性も図り、策定するものとする。

文化財の保存・活用の課題

- ◆少子高齢化による文化財の保存・活用の担い手不足
- ◆所有者の修理費用の負担
- ◆大規模災害に対する防災対策
- ◆未指定文化財の継承のための調査・指定



文化財の保存・活用の方針

地域住民と文化財の所有者、国、県、市町の行政機関と連携して、文化財の保存・活用にあたっての様々な課題を克服し、文化財の調査、指定、修理、防災などを確実に実施し保存するとともに、文化財をまちづくりや地域の活性化に生かしていく。

文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

1 文化財の調査・指定の取り組み

- ・市町等と連携し、文化財保存の前提となる文化財の悉皆調査、詳細調査を推進
- ・古代から中世までの「加能史料」の刊行が終了したことから、次の段階として、新たに近世史料集の刊行に取り組むことに伴い、古文書等の近世史料の悉皆調査を行う。
- ・文化財指定に向けて取り組み、指定に至らない場合でも、国登録への取り組みを推進
- ・特に、新たに創設された無形文化財・無形民俗文化財の国登録に向け積極的に取り組む。

2 文化財の適切な保存のための取り組み

◆文化財の保存と継承

- ・有形の文化財の保存について、文化財保護指導員が文化財の所在確認や所有者に対する指導・助言を行う
- ・無形の文化財の保存について、保存団体に対し、技能公開や後継者養成について、支援の充実を図る
- ・輪島漆芸技術研修所、九谷焼技術研修所、挽物轆轤技術研修所の研修課程において、伝承者を養成し、技術の継承を図る
- ・学生に祭りの担ぎ手等に参加してもらうなど、担い手の育成を図る。
- ・文化財の適切な管理を推進するため、管理情報のデータベース化を充実

◆文化財の修理

- ・市町を通じ、所有者等に対し、有形文化財の適切な修理について指導
- ・所有者等が行う修理等に対し、国、県、市町が補助金を交付し、文化財の保存・活用を支援
- ・市町を通じ、所有者等に対し、国や県、民間団体による助成制度について、積極的に情報を提供

3 文化財の活用の取り組み

◆文化財の公開の促進

- ・文化財の公開を促進するため、所有者に対し、公開に関する相談や情報を提供
- ・市町を通じ、所有者等に対し、説明板の設置など、周辺環境整備について指導、助言
- ・県所有・管理の文化財の公開

◆魅力ある文化財の情報発信・普及啓発

- ・VRやAR等の活用事例を周知し、先端技術による文化財の魅力の発信
- ・金沢城調査研究所の研究成果の情報発信を充実
- ・埋蔵文化財センター、美術館、いしかわ生活工芸ミュージアム等での体験活動を充実
- ・「日本遺産」等を活用した情報発信や旅行商品化などの取組を推進

4 文化財保存のための人材の育成

- ・市町文化財担当職員、文化財保護指導員に対する研修会の充実
- ・輪島漆芸技術研修所、九谷焼技術研修所、挽物轆轤技術研修所の研修課程において、伝承者を養成し、技術の継承を図る（再掲）
- ・児童・生徒に対する体験学習等の実施